

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (44)

令和6年10月29日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 牧 軌

外9名



目 次

はじめに.....	1
1 新規制基準の定義について.....	2
(1) 行政実務上の用法.....	2
(2) 地震、津波及び地盤に関する新規制基準に沿った検討の趣旨.....	4
2 新規制基準適合性審査と本件原子力発電所の再稼働について.....	8
(1) 原子炉等規制法の改正と新規制基準適合性審査.....	8
(2) 本件原子力発電所の再稼働に向けたプロセス.....	10

略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機 (なお、特定の号機を示すときには、例えば「本件原子力 発電所 3 号機」と表す。)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号)
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号)
省令 6 2 号	平成 2 5 年経済産業省令、原子力規制委員会規則第 1 号に よる改正前の発電用原子力設備に関する技術基準を定め る命令 (昭和 4 0 年通商産業省令第 6 2 号)
改訂指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (平成 1 8 年 9 月 1 9 日原子力安全委員会 (当時) 決定)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則 (平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 5 号)
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈 (平成 2 5 年 6 月 1 9 日原規技発 1 3 0 6 1 9 3 号原子 力規制委員会決定)

技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第6号)
火災防護審査基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成25年6月19日原規技発第1306195号原子力規制委員会決定)
保安規定審査基準	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 (平成25年6月19日原規技発第1306198号原子力規制委員会決定)
地震審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド (平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)
津波審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド (平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド (平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)
東北地方太平洋沖地震	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震

福島第一原子力発電所
事故

東京電力株式会社（当時）福島第一原子力発電所において
発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
に伴う津波に起因する事故

南海トラフ検討会

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」

格納容器

原子炉格納容器

はじめに

本準備書面では、令和6年7月30日の口頭弁論期日における新規制基準の定義に関する裁判所からの質問に対し回答を行う（後記1）。併せて、新規制基準適合性審査と本件原子力発電所の再稼働との関係を説明する（後記2）。

すなわち、後記1において福島第一原子力発電所事故を契機に改正された原子炉等規制法に基づき制定されている新規制基準の定義について行政実務上の用法を説明する。そして、被告がこれまで新規制基準に沿った検討を行ったということを述べてきた際に、新規制基準という言葉をこれと同様の用法で用いていることを述べ、また、その趣旨を説明する。

後記2において、新規制基準適合性審査と本件原子力発電所の再稼働との関係に関し、原子炉等規制法の改正と新規制基準適合性審査について説明したうえで、本件原子力発電所は、福島第一原子力発電所事故後、現在に至るまで原子炉の運転を停止しているところ、被告が、現在、本件原子力発電所の再稼働に向けて、原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでおり、必要に応じて対策を強化し、本件原子力発電所の新規制基準適合性が確認された後に、これを再稼働させることとしていることを述べる。

1 新規制基準の定義について

新規制基準について、まず、新規制基準という言葉の行政実務上の用法について説明する（後記（1））。

そして、被告がこれまで新規制基準に沿った検討を行ったということを述べてきた際に、新規制基準という言葉을これと同様の用法で用いていることを述べ、また、その趣旨を説明する（後記（2））。

（1）行政実務上の用法

新規制基準という言葉は、法令上の用語ではなく、行政実務上の通称にすぎないため、必ずしも明確な定義がされているわけではないものの（乙A第7号証の3 12頁）、原子力規制委員会^{*註}は、平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正に当たり制定又は改正された原子力規制委員会規則、告示及び内規等並びにその後必要に応じて制定又は改正された同委員会規則、告示及び内規等を総称して、新規制基準と呼称している。

この新規制基準が、原子炉等規制法43条の3の5第1項に基づく許可（以下、「原子炉設置許可^{*註}」という。）及び同法43条の3の8第1項に基づく許可（以下、「原子炉設置変更許可^{*註}」という。）についての同法43条の3の6第1項4号に係る審査においてどのように用いられるかを、以下説明する（乙A第7号証の3 12～15頁）。

原子炉等規制法43条の3の5第1項においては、発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可（原子炉設置許可）を受けなければならない旨規定され、同法43条の3の6第1項において、その許可基準が規定されている。また、同法43条の3の8第1項においては、原子炉設置許可を受けた者が、同法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から11号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可（原子炉

設置変更許可)を受けなければならない旨規定されている。

ここで、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号においては、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可(以下、併せて「原子炉設置(変更)許可」という。)の基準の一つとして、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」が規定されている。同号にいう原子力規制委員会規則が設置許可基準規則であり、この解釈を示すものが設置許可基準規則解釈である。

また、新規制基準には、上記設置許可基準規則及び同解釈の他に審査ガイドがあり、例えば自然的立地条件に関するものとして、地震審査ガイド、津波審査ガイド、地質審査ガイド等が定められている。これらの審査ガイドは、設置許可基準規則や同解釈のように規制要求を示すものではなく、あくまでも許認可の審査において、審査官が参照するために策定される文書であり、審査官が設置許可基準規則等への適合性を確認する方法の例を示した手引であるとされている。

そして、原子力規制委員会の原子炉設置(変更)許可申請に係る審査の完了後にその審査の結果を取りまとめたものとして示される「審査書」においては、「本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した」(乙E第79号証1頁)としたうえ、この審査のうち原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則、同解釈及び火災防護審査基準への適合性を確認した旨が記載され(同1, 2頁)、審査ガイドについては、「本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した」(同2頁)と記載されるのが通例である。

(2) 地震、津波及び地盤に関する新規制基準に沿った検討の趣旨

被告は、これまで基準地震動、基準津波及び地盤の変位の有無の評価について主張を行うに当たり、新規制基準に沿った検討を行った旨を述べてきた。その際、新規制基準という言葉の前記(1)で述べた行政実務上の用法と同様に、原子力規制委員会規則、告示及び内規等を総称するものとして用いており、また、その趣旨は、次のようなものである。

被告は、平成24年2月29日付け被告準備書面(1)及び平成27年11月19日付け被告準備書面(19)で述べたとおり、本件原子力発電所の設計・建設に当たり、自然的立地条件に関し、詳細な調査を行い、全般にわたり余裕を持たせた設計を行ったうえで、重層的な事故防止対策を講ずるなどの安全確保対策を講じている。そして、それ以降、時々の最新の知見や技術の進捗等を踏まえた評価・検討を行い、必要に応じて対策を強化している。例えば、被告は、改訂指針の審議を契機に、本件原子力発電所3ないし5号機につき自主的に耐震裕度向上工事を実施している。また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所3ないし5号機において緊急安全対策を実施したうえで、新規制基準の制定に先立ち自主的に、津波に対する安全対策や緊急安全対策の強化策を講じている。新規制基準の制定後は、これらの対策に加えて新規制基準に適合するための更なる対策を講ずることとし、現在もこれを実施している。

原子力発電所の安全性は、このような設計・建設以来の不断の取り組みにより確保される。被告は、こうした安全確保の取り組みとして、現在、新規制基準適合性審査において基準地震動、基準津波及び地盤の変位の有無の評価を改めて行っており、その際には、地震、津波等に関する最新の知見を踏まえるとともに、原子力発電所の安全確保に係る最新の知見である新規制基準に沿った検討を行っているものである。そして、被告は、必要に応じて改造工事の検討を行うこととしている。

以下では、基準地震動 S_s の策定に当たり被告が行った、新規制基準に沿った検討の概要を述べる。

令和6年4月17日付け被告準備書面(42)で述べたとおり、東北地方太平洋沖地震及びこれによる津波に起因する福島第一原子力発電所事故を受け、原子力規制委員会は、平成25年7月に設置許可基準規則及び同解釈等からなる新規制基準を制定しており、この新規制基準は、原子力発電所の安全確保に係る最新の知見である。新規制基準においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえるとともに、海外知見を参考に、共通要因に起因する設備の故障を防止するため、地震・津波対策等を含めた自然現象による損傷防止対策の強化が求められている。

地震に対する安全性については、基本的な枠組みは改訂指針におけるものと同様であるが、地震の想定を引き上げを求めることとして、「耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」（設置許可基準規則4条3項）と定めている。そして、この基準地震動に関しては、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」をそれぞれ策定すること（設置許可基準規則解釈別記2第4条5項1号）とし、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、プレート間地震^{*注}、内陸地殻内地震^{*注}及び海洋プレート内地震^{*注}について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（検討用地震）を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく手法^{*注}による地震動評価及び断層モデルを用いた手法^{*注}による地震動評価を、解放基盤表面^{*注}までの地震波の伝播特性を反映して策定すること（同2号）、「震源を特定せず策定する地震動」については、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内地震について得られた震源近傍

における観測記録を基に策定すること（同３号）としている。このうち、プレート間地震に関し、新規制基準は、東北地方太平洋沖地震を踏まえ「国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構及びテクトニクスの背景の類似性を考慮した上で震源領域の設定を行うこと」（同２号③）としている。（被告準備書面（４２）９，１０頁）

被告は、このような設置許可基準規則及び同解釈に沿った検討を行い、基準地震動 S_s を策定した。すなわち、被告準備書面（４２）で述べたとおり、被害地震、敷地周辺の地震活動、プレート間地震の知見、活断層の分布及び海洋プレート内地震の知見についての調査に基づき、プレート間地震、内陸地殻内地震及び海洋プレート内地震といった地震発生様式^{*注}ごとに、検討用地震を選定したうえで、地下構造調査結果及び地震観測記録の分析結果に基づき敷地の地盤増幅特性を反映して、敷地における地震動評価を実施し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を評価した。次に、敷地周辺の状況等を十分に考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内地震のすべてを事前に評価し得るとは言い切れないとの観点から「震源を特定せず策定する地震動」を評価した。そのうえで、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果に基づき、基準地震動 S_s を策定した。（被告準備書面（４２）１３頁）

本件原子力発電所の敷地に支配的な影響を与える地震であるプレート間地震については、被告は、これに関する調査として、南海トラフ沿いのプレート間地震に係る最新の知見として、東北地方太平洋沖地震の発生を受けて内閣府に設置された南海トラフ検討会が、同地震の教訓を踏まえるとともに、南海トラフ沿いの最新の知見に基づき最大クラスの地震の想定を取りまとめた報告を確認し（被告準備書面（４２）１４～２０頁）、南海トラフ検討会が設定した最大クラスの地震の強震断層モデル^{*注}については、南海トラ

フ沿いで発生した過去地震に加えて世界のプレート間地震の強震断層モデルの特徴等を分析するなど、東北地方太平洋沖地震を含む世界の巨大地震や地震の発生機構及びテクトニクスの背景に関する調査・検討が行われ（同 16, 17 頁）、南海トラフ沿いで発生し得る最大クラスの地震をもたらす強震断層モデルとして震源断層域^{*注}や断層パラメータが設定されていることを確認したうえで（同 17～20 頁）、南海トラフ沿いの最大クラスの地震を検討用地震として選定し、この南海トラフ検討会の強震断層モデルを用いて本件原子力発電所の地震動評価を行っている（同 25～28 頁）。

以上のように、被告は、地震、津波等に関する最新の知見である南海トラフ検討会の知見等を踏まえるとともに、原子力発電所の安全確保に係る最新の知見である新規制基準に沿った検討を行って基準地震動 S_s を策定しており（被告準備書面（42）13, 31～33 頁）、この基準地震動 S_s は従来被告が策定していた基準地震動 S_1 、 S_2 や改訂指針に照らした基準地震動 S_s と比較してその最大加速度等が大きなものとなっている。この被告が策定した基準地震動 S_s については、原子力規制委員会の審査を経て、概ね妥当な検討がなされたと評価されている。

なお、基準津波や地盤の変位の有無の評価等に関しても、現在、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査が行われており、被告は、同審査の結果が取りまとまったところで、これらについて主張することとしている。

2 新規制基準適合性審査と本件原子力発電所の再稼働について

本件原子力発電所は、福島第一原子力発電所事故後、現在に至るまで原子炉の運転を停止しているところ、被告は、現在、本件原子力発電所の再稼働に向けて原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでおり、必要に応じて対策を強化し、本件原子力発電所の新規制基準適合性が確認された後に、これを再稼働させることとしていることを述べる。

(1) 原子炉等規制法の改正と新規制基準適合性審査

福島第一原子力発電所事故を契機として、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）により、新たに原子力規制機関として原子力規制委員会が設置されるとともに、原子炉等規制法等が改正された。この原子炉等規制法の改正に当たり、原子力規制委員会は、平成25年7月、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえるとともに海外知見を参考にして、設置許可基準規則及び同解釈等を制定した。その後も、必要に応じて原子力規制委員会規則、告示及び内規等を制定又は改正してきている。

原子炉等規制法の上記改正においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、人の安全に加え、環境を守ることが目的に追加されるとともに（同法1条）、重大事故^{*注}も規制の対象とされ（同法43条の3の6第1項3号等）、また、最新の知見を、すでに許可を受けている発電用原子炉施設にも反映させるためいわゆるバックフィット制度（同法43条の3の23に定める停止等命令^{*注}の制度）が導入された。従前設けられていた、平成24年法律第47号による改正前の電気事業法（以下、「平成24年改正前電気事業法」という。）等に基づく規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものにつき、平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法（以下、「平成24年改正前原子炉等規制法」という。）による

一部の規制（同法 27 条から 29 条までに定める設計及び工事の方法の認可、使用前検査^{*注}及び施設定期検査等）を行わないこととしていた規定（同法 73 条）は削除され、発電用原子炉施設に対する規制が原子炉等規制法に一元化された。

原子炉等規制法の上記改正に当たり、平成 24 年改正前原子炉等規制法 23 条 1 項によりされた原子炉設置許可及び同法 26 条 1 項によりされた原子炉設置変更許可は、それぞれ同改正後の原子炉等規制法 43 条の 3 の 5 第 1 項によりされた原子炉設置許可及び同法 43 条の 3 の 8 第 1 項によりされた原子炉設置変更許可とみなすなどの経過措置が置かれた一方で（平成 24 年法律第 47 号附則 19 条 1 項、22 条 1 項、24 条 1 項）、新規制基準への適合については一部を除いて経過措置が置かれていない。原子力規制委員会は、本件原子力発電所を含め、平成 24 年改正前原子炉等規制法等に基づきすでに原子炉設置（変更）許可等を受けていた既設の発電用原子炉施設について、その原子炉の運転を再開する場合、当該発電用原子炉施設の新規制基準適合性が確認されることが必要であるとして、原子炉設置変更許可、設計及び工事の計画の認可^{*注}、保安規定変更認可^{*注}といった各種の規制を通じ、新規制基準適合性審査を行っている。既設の発電用原子炉施設に対する新規制基準適合性審査の進め方としては、まずは原子炉設置変更許可申請に係る審査が行われる。その後に、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査においては、設計及び工事の計画が原子炉設置変更許可を受けたところによるものであることなどの審査がなされ（原子炉等規制法 43 条の 3 の 9 第 3 項）、保安規定変更認可申請に係る審査においては、その保安規定が、原子炉設置変更許可を受けたところによるものでないことに該当することがないことなどの審査がなされる（同法 43 条の 3 の 24 第 2 項）。

また、原子力規制委員会は、使用前事業者検査^{*注}に係る原子力規制検査^{*注}による使用前確認を行い、発電用原子炉施設が技術上の基準（原子炉等規制

法43条の3の14)に適合するものであることなどを確認している。

(2) 本件原子力発電所の再稼働に向けたプロセス

ア 本件原子力発電所の設置及び運転の経緯

被告は、浜岡原子力発電所1, 2号機及び本件原子力発電所3ないし5号機のいずれについても、平成24年改正前原子炉等規制法等に基づき、原子炉設置(変更)許可、工事計画認可^{*注}、保安規定認可^{*注}及び保安規定変更認可を受け、使用前検査に合格して営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに定期検査^{*注}により省令62号で定められた事業用電気工作物の技術基準に適合していることの確認を受けてきており、これを適法かつ安全に設置し運転してきている。

すなわち、被告は、昭和45年5月、浜岡原子力発電所に係る原子炉設置許可を申請し、同年12月、原子炉設置許可を受けた。そして、昭和46年2月、浜岡原子力発電所1号機の工事計画認可を受け、同年3月に建設工事に着手し、昭和49年5月、保安規定認可を受けるとともに、昭和51年3月、使用前検査に合格し、同月に同号機の営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに定期検査により技術基準に適合していることの確認を受けてきた。また、昭和47年9月、浜岡原子力発電所2号機に係る原子炉設置変更(増設)許可を申請し、昭和48年6月、原子炉設置変更(増設)許可を受けた。そして、同年9月、工事計画認可を受け、昭和49年3月に建設工事に着手し、昭和53年1月、保安規定変更認可を受けるとともに、同年11月、使用前検査に合格し、同月に同号機の営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに定期検査により技術基準に適合していることの確認を受けてきた。

その後、被告は、昭和52年12月、本件原子力発電所3号機に係る原子炉設置変更(増設)許可を申請し、昭和56年11月、原子炉設置変更

（増設）許可を受けた。そして、昭和５７年６月、工事計画認可を受け、同年１１月に建設工事に着手し、昭和６１年１０月、保安規定変更認可を受けるとともに、昭和６２年８月、使用前検査に合格し、同月に同号機の営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに定期検査により技術基準に適合していることの確認を受けてきている。

被告は、昭和６１年１１月、本件原子力発電所４号機に係る原子炉設置変更（増設）許可を申請し、昭和６３年８月、原子炉設置変更（増設）許可を受けた。そして、同年１０月、工事計画認可を受け、平成元年２月に建設工事に着手し、平成４年１１月、保安規定変更認可を受けるとともに、平成５年９月、使用前検査に合格し、同月に同号機の営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに定期検査により技術基準に適合していることの確認を受けてきている。

被告は、平成９年４月、本件原子力発電所５号機に係る原子炉設置変更（増設）許可を申請し、平成１０年１２月、原子炉設置変更（増設）許可を受けた。そして、平成１１年３月、工事計画認可を受け、同月に建設工事に着手し、平成１５年１１月、保安規定変更認可を受けるとともに、平成１７年１月、使用前検査に合格し、同月に同号機の営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに定期検査により技術基準に適合していることの確認を受けてきている。

以上のとおり、被告は、本件原子力発電所について、平成２４年改正前原子炉等規制法等に基づき許認可を受けて、営業運転を開始し、これを適法かつ安全に設置し運転してきている。

なお、被告は、平成２４年５月１０日付け被告準備書面（２）及び平成２８年１２月２８日付け被告準備書面（２１）で述べたとおり、浜岡原子力発電所１，２号機について、これらの解体撤去に向け廃止措置を進めて

いる。すなわち、被告は、平成21年6月、経済産業大臣に対し、平成24年改正前原子炉等規制法43条の3の2第2項に基づき、上記各号機に係る廃止措置計画の認可を申請し、同年11月、その認可を受けた。この廃止措置計画においては、廃止措置を4つの段階に区分して進めることとするとともに、第1段階である「解体工事準備期間」において実施する具体的事項を定めた。その後、被告は、同段階における実施事項として、上記各号機に貯蔵していた使用済燃料等の本件原子力発電所5号機の燃料プール等への移動を完了するとともに、格納容器内の原子炉再循環系等の系統除染、汚染状況の調査及び放射性物質による汚染のない区域での解体撤去工事を行った。平成27年3月、被告は、原子力規制委員会に対して上記各号機に係る廃止措置計画の変更認可申請を行い、平成28年2月、同委員会からその認可を受け、第2段階である「原子炉領域周辺設備解体撤去期間」へと移行し、原子炉領域周辺の解体撤去工事を実施している。

その後、廃止措置計画における第3段階である「原子炉領域の解体撤去期間」の計画がまとまったことから、被告は、同段階へ移行するため、令和6年3月14日、原子力規制委員会に対して、廃止措置計画の変更認可申請を行ったところである。

イ 本件原子力発電所の原子炉の運転停止の経緯

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、これに伴う津波に起因して福島第一原子力発電所事故が発生した。同月30日、経済産業大臣は、被告を含む各電気事業者等に対して、同事故を踏まえた原子力発電所等の緊急安全対策を行うことを指示し、被告は、これに基づき、本件原子力発電所3ないし5号機について緊急安全対策を実施した。原子力安全・保安院^{*注}（当時）は、同年5月6日、被告の緊急安全対策を妥当なものと評価した。

そのような中、同日、当時の内閣総理大臣から、被告に対し、法令に基づくものではないが、本件原子力発電所の運転停止について要請がなされた。これを受け、被告は、同月14日までに同4、5号機につき各原子炉の運転を停止するとともに、定期検査のため原子炉の運転を停止していた同3号機につき原子炉の運転再開を当面見送ることとした。これ以降現在に至るまで、同3ないし5号機は原子炉の運転を停止している。なお、上記で述べた原子炉の運転の停止後、同4、5号機は定期検査を実施すべき時期を迎えたため、同4号機は平成24年1月、同5号機は同年3月、それぞれ定期検査を開始した（平成24年改正前電気事業法54条1項、電気事業法施行規則（平成24年経済産業省令第68号による改正前のもの。以下、「平成24年改正前電気事業法施行規則」という。）91条）。現在、被告は、本件原子力発電所の定期事業者検査^{*注}を行っているところであり、この実施状況について原子力規制検査を受けなければならない、原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするときなどには原子力規制委員会に報告しなければならないとされている。

ウ 本件原子力発電所の再稼働に向けた取り組み

被告が本件原子力発電所の再稼働を行うまでには、前記（1）で述べたとおり、原子力規制委員会が行う各種の規制を通じて本件原子力発電所の新規制基準適合性が確認される必要がある。

被告は、その令和6年7月22日付け準備書面（43）で述べたとおり、新規制基準に沿って検討を行い、本件原子力発電所4号機について、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を、同3号機について、原子炉設置変更許可申請を、原子力規制委員会に対してそれぞれ行っており、これらの申請に係る審査（新規制基準適合性審査）を通じて、本件原子力発電所の新規制基準適合性の確

認を受けることとしている。また、同5号機については、被告は、現時点で新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行っておらず、同申請を行うべく検討を行っている。被告は、これらの申請に係る審査を通じて、本件原子力発電所の新規制基準適合性の確認を受けることとしている。

一方、現在、被告は、本件原子力発電所につき、「安全性向上対策工事」として、福島第一原子力発電所事故以降に被告が行うこととした安全対策を実施している。

すなわち、被告は、本件原子力発電所において、前記イで述べたとおり緊急安全対策を講じていたところ、これに加えて、新規制基準の制定に先立ち自主的に、防波壁の設置等からなる浸水防止対策を講じて津波に対する安全対策を強化するとともに、炉心冷却機能の強化や電源の強化等からなる緊急安全対策の強化を図っていた。新規制基準の制定後は、改めて新規制基準に沿った検討を行い、上記の津波に対する安全対策及び緊急安全対策の強化策に加えて新規制基準に適合するための更なる対策を講ずることとし、現在も実施している。こうした対策については、新規制基準適合性審査の進展に伴い、見直しや追加を行うことがあり得る。

上記で述べた対策に係る設備の多くは使用前事業者検査の対象となる。これらについては、同検査を行うとともに同検査についての原子力規制検査による原子力規制委員会の確認（使用前確認）を受けた後でなければ使用することができない。そのため、本件原子力発電所の再稼働を行うためには、上記で述べた原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請（平成29年法律第15号附則6条1項により設計及び工事の計画の認可申請とみなされた。）及び保安規定変更認可申請に係る新規制基準適合性の確認を受けるだけでなく、必要な工事を完了し、原子力規制委員会の使用前確認を受けることも必要となる。この使用前確認を受けようとする者は、設計及び工事の計画の認可を受けたうえで申請（使用前確認申請）を行う必要

があるところ（実用炉規則１５条１項４号により、使用前確認を受けようとする者は、上記認可を受けた年月日等を記載した申請書を提出しなければならないものとされている。）、本件原子力発電所について、新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可はなされておらず、現時点で被告は使用前確認を受けることができず、同申請を行っていない。

なお、本件原子力発電所は、原子炉等規制法４３条の３の２３に定める停止等命令は受けていない。

このように、被告は、本件原子力発電所の再稼働に向けて、原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでいる。

エ 本件原子力発電所の原子炉の運転に起因する重大な事故の不発生

被告は、本件原子力発電所につき、前記ア及びイで述べたとおり、平成２４年改正前原子炉等規制法等に基づき、必要な許認可を受け、営業運転を開始し、これを適法かつ安全に設置し運転してきており、また、本件原子力発電所は現在に至るまで原子炉の運転を停止している。加えて、福島第一原子力発電所事故後、その運転を停止した発電用原子炉については、たとえ平成２４年改正前原子炉等規制法に基づく原子炉設置（変更）許可を受けていたとしても、前記ウで述べたとおり、新規制基準への適合を前提とする原子炉等規制法４３条の３の１１第３項の使用前確認を受けることができない。そのため、本件原子力発電所を再稼働させる場合、原子炉設置変更許可（同法４３条の３の８）を受けたうえで、更に設計及び工事の計画の認可（同法４３条の３の９）及び保安規定変更認可（同法４３条の３の２４）を受け、最終的に、使用前事業者検査（同法４３条の３の１１第１項）を行い、原子力規制委員会による使用前確認を受ける必要がある。被告は、本件原子力発電所の再稼働に向けて、こうした原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでおり、同プロセスが進むに伴い、

本件原子力発電所の新規制基準適合性が順次確認されていく。その一方で、被告は、必要な工事を行い、対策を強化することとなる。

このように、被告は、本件原子力発電所を適法かつ安全に設置し運転してきており、また、同発電所は現在に至るまで原子炉の運転を停止しているものである。そして、被告は、同発電所の再稼働に向けて、原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでおり、必要な工事を行い、対策を強化し、同発電所の新規制基準適合性が確認された後に、これを再稼働させることとしている。

したがって、本件原子力発電所の原子炉の運転が停止され、被告が原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んでいる現時点において、その原子炉の運転に起因する重大な事故が発生することはない。

なお、このように原子力発電所の再稼働に向けて原子炉等規制法上必要とされるプロセスに事業者が取り組んでいる中で、当該原子力発電所の人格権に基づく差止請求の当否が判断された裁判例がある。

本件原子力発電所3ないし5号機の運転差止めが求められた事件の判決（名古屋地判令和3年12月3日・公刊物未登載，乙A第11号証）は、「本件各号機の運転は、東北地方太平洋沖地震が発生した後、現在に至るまで停止している状況にあるところ」（同15頁）、「本件各号機を再稼働させるためには、新規制基準適合性を前提とする設置変更許可を受けた上で、さらに工事計画認可及び保安規定変更認可を受け、最終的に使用前検査に合格する必要がある」（同頁）として、事業者が再稼働に向けたプロセスに取り組んでいることが述べられている。そのうえで、「放射性物質による被害発生危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていると認められるかどうかに係る判断は、第一次的には、原子力規制委員会に委ねられるべきであることからすると、本件各号機についていまだ原子力規制委

員会による安全審査（被告注：新規制基準適合性審査。以下同じ。）が完了していない本件において、裁判所が同委員会の判断に先立って発電用原子炉の安全性に係る審査を行うことは、原子力規制委員会が発電用原子炉の安全審査に用いる具体的な基準に不合理な点があるなど原子力規制委員会による安全審査によっては放射性物質による被害発生の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることが担保できないような特段の事情がある場合を除き、相当でないというべきである」（同頁）とし、「このような特段の事情があるとはいえない場合には、発電用原子炉の安全性については、原子力規制委員会による審査を経た上で判断されるべきところ、いまだ同委員会の審査が完了していない本件においては、差止め請求の要件としての具体的な危険は生じていないものと解するのが相当である」（同頁）と判示している。そして、控訴審においても同旨の判示がされ（名古屋高判令和5年1月19日・公刊物未登載，乙A第12号証），これが確定している。なお，上記事件の口頭弁論の終結の時と現在とで，本件原子力発電所の再稼働に必要な許認可がされていないことに変わりはない。

また，原子力発電所設置許可処分取消等請求事件，大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件，原子力発電所建設・運転差止等請求事件の判決（函館地判平成30年3月19日・裁判所ウェブサイト登載，乙A第13号証）は，建設中の電源開発株式会社大間原子力発電所につき，「本件原発の運転を開始するには，改正原子炉等規制法及び新規制基準に基づき，規制委員会による原子炉設置変更許可処分を受け，工事計画変更及び保安規定の各認可を受けた上で，規制委員会が行う使用前検査に合格する必要がある」（同165頁）ところ，「本件設置変更許可申請に対し規制委員会の許可がなされる具体的な見通しが立っておらず，本件原発の運転開始の具体的目途が立っていない」（同166頁）としたうえで，「現時点では，本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査（被告注：新規制基準

適合性審査。以下同じ。)及び処分は未だなされていないが、規制委員会が本件原発の安全審査に用いる具体的審査基準それ自体(・・・)に不合理な点がある場合は、原則として規制委員会による適正な審査を期待することができない上、本件設置変更許可申請における諸施設や設備の変更等もかかる不合理な審査基準を想定してなされたものと事実上推認されるから、このような場合は、被告電源開発において、当該不合理な基準にもかかわらず本件原発の安全性が確保されていることを主張立証しない限り、本件原発が安全性を欠き重大な事故発生 of 具体的危険性が否定できないものとして、その建設及び運転の差止めを認めるべきである」(同167頁)とする。そして、新規制基準適合性審査に用いられる具体的な基準に不合理な点がない場合には、「本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分が未だなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生 of 具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が規制委員会の審査に先立って、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないとの理由で、本件原発の建設及び運転の差止めを命じることができないというべきである」(同167, 168頁)と判示している。

以 上

(注1) 原子力規制委員会

原子力規制委員会とは、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする行政機関をいう（原子力規制委員会設置法3条）。

原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故を契機として、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法により、新たに原子力規制機関として設置されたものであり、環境省の外局として設けられ、規制機関の政治的独立性を確保すべく、独立行政委員会とされた（同法2条）。

原子力規制委員会は、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使するものとされている（原子力規制委員会設置法1条）。

(注2) 原子炉設置許可、原子炉設置変更許可

原子炉設置許可とは、発電用原子炉を設置しようとする者が受けなければならない許可をいう（平成24年改正前原子炉等規制法23条、原子炉等規制法43条の3の5）。また、原子炉設置変更許可とは、原子炉設置許可を受けた者が、その許可の内容となっている事項のうち所定のものを変更しようとするときに受けなければならない許可をいう（平成24年改正前原子炉等規制法26条、原子炉等規制法43条の3の8）。

原子炉設置（変更）許可については、発電用原子炉の設置者の技術的能力及び災害の防止に関する処分要件が置かれており（平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）、4号、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（同）、3号、4号）、これらの処分要件の適合性の審査において、申

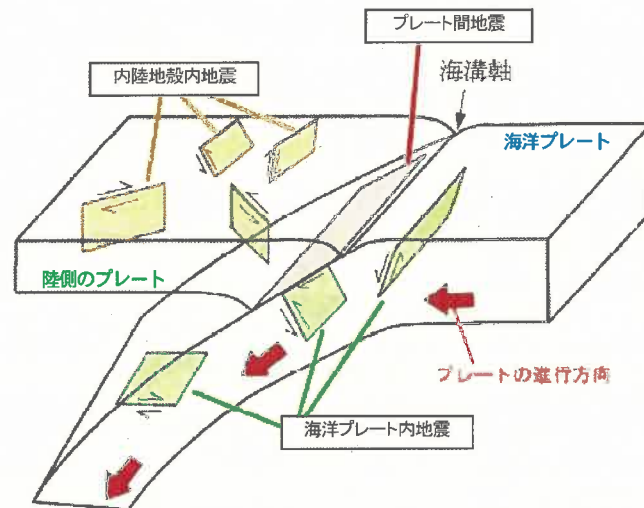
請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることなど、発電用原子炉施設の安全確保のための基本的事項に係る規制が行われ、発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針における安全性に関わる事項の妥当性等について審査がなされる。

平成24年改正前原子炉等規制法の下においては、原子力安全委員会（当時）が策定した安全審査指針類等に基づいて上記の審査（安全審査）が行われてきた。平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正後は、原子力規制委員会（「原子力規制委員会」参照）が、同法43条の3の6第1項4号の委任を受けて基準を定める原子力規制委員会規則として設置許可基準規則を制定しているほか、設置許可基準規則解釈や関連する内規等を定めており、これらを用いて上記の審査を行っている。

なお、この原子炉等規制法の改正に関する経過措置として、平成24年改正前原子炉等規制法に基づく原子炉設置（変更）許可は、それぞれ同改正後の原子炉等規制法における原子炉設置（変更）許可とみなすなどとされた（平成24年法律第47号附則19条1項、22条1項、24条1項）。

(注3) 地震発生様式，プレート間地震，内陸地殻内地震，海洋プレート内地震

地震は，地下の岩盤がある面（震源断層面）を境として破壊し急激にずれ動く現象（断層運動）であり，断層運動が生ずる場所の違いにより地震の特徴が異なることなどから，プレート間地震，内陸地殻内地震，海洋プレート内地震という分類がされている。この分類を，地震発生様式という。



プレート間地震とは，プレート境界において発生する地震をいう。海洋プレートが陸側のプレートの下に沈み込むプレート境界において発生するプレート間地震は，プレート境界が固着していることで，海洋プレートの沈み込む運動に伴って陸側のプレートに変形が生じ，その固着が限界に達すると，変形した陸側のプレートが元に戻ろうとして跳ね返ることにより発生する。

内陸地殻内地震とは，陸側のプレートの地殻（内陸地殻）において発生する地震をいう。なお，陸側のプレートの下に海洋プレート（フィリピン海プレート等）が沈み込んでいる地域では，陸側のプレートの地殻（内陸地殻）は海域まで及んでいるため，海域においても内陸地殻内地震が発生する。

海洋プレート内地震とは，陸側のプレートに沈み込む海洋プレートの内部で発生する地震をいう。海洋プレート内地震のうち，海溝・トラフ付近で発生するものを「沈み込む海洋プレート内地震」，海溝・トラフ付近より陸側で発生するものを「沈み込んだ海洋プレート内地震（スラブ内地震）」という。

(注4) 応答スペクトルに基づく手法

応答スペクトルに基づく手法とは、多数の地震観測記録を分析して求めた経験的な関係に基づき、主に地震の規模や震源距離を入力パラメータに用いて、検討対象の地震による地震動の応答スペクトルを計算する地震動評価の手法をいう。

この応答スペクトルに基づく手法には、大崎の方法や Noda et al. (2002) の方法等がある。

(注5) 断層モデルを用いた手法

断層モデルを用いた手法（波形合成法）とは、断層をモデル化し、断層面での地震発生や地震波の伝播を、震源断層面を分割した小断層ごとに、中小地震の時刻歴波形を重ね合わせて合成することで、地震動の時刻歴波形を計算する地震動評価の手法をいう。

この断層モデルを用いた手法には、経験的グリーン関数法や統計的グリーン関数法、ハイブリッド法等がある。

断層モデルを用いた手法は、多くの断層パラメータを設定する手法であるところ、同手法を用いて震源断層を特定した地震を想定した場合の強震動を高精度に予測するための標準的な方法について取りまとめられたものとして、地震調査委員会の強震動予測レシピがある（乙B第19号証）。また、評価地点の短周期の地震動の大きさに直接影響する断層パラメータは、強震動生成域のパラメータであり、具体的には、短周期レベル及び強震動生成域の位置である。したがって、同手法による地震動評価に当たって、強震動生成域のパラメータについて不確かさを考慮することにより、評価地点に厳しい地震動を評価することができる。

(注6) 解放基盤表面

解放基盤表面とは、基準地震動を策定するために、基盤（硬質地盤であって著しい風化を受けていないもの。）面上の表層や構造物がないものとして仮想的に設定

される V_s (S波が地盤中を伝わる速度) = 700 m/s 以上の基盤の表面をいう。

(注7) 強震断層モデル, 震源断層域

強震断層モデルとは、地震時に震源断層から発生する強震動（地震時に構築物に被害をもたらすような破壊力のある強い短周期の地震動）を評価するため、断層の形状や地震時の断層面での破壊の伝播等をモデル化したものをいう。震源モデルとも呼ばれる。

震源断層域とは、地震時に動いた断層の領域をいう。震源断層域は、強震断層域及び津波断層域を包絡する領域である。

(注8) 重大事故

重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉規則4条）。

(注9) 停止等命令

停止等命令とは、例えば、基準に適合するとした判断の前提条件について、最新の知見による有意な変更が生ずることや、最新の知見を踏まえ基準を見直したりした結果、発電用原子炉施設の位置、構造又は設備が、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の基準（同号の委任を受けた設置許可基準規則がこれを定めている。）に適合していないと認められる場合や、同法43条の3の14の技術上の基準（同条の委任を受けた技術基準規則がこれを定めている。）に適合していないと認められる場合等に、原子力規制委員会（「原子力規制委員会」参照）が、その発電用原子炉設置者に対して、当該発電用原子炉施設を設置許可基準規則等に適合させるべく、同法43条の3の23に基づきすることのできる命令をいう。当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保

安のために必要な措置を命ずることができる」とされている。

(注 10) 使用前検査, 使用前事業者検査

使用前検査とは、事業用電気工作物又は発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に関し、その工事が認可を受けた工事の計画に従って行われたものであること及びその事業用電気工作物又は発電用原子炉施設が省令 62 号で定められた技術基準又は技術上の基準（平成 29 年法律第 15 号による改正前の原子炉等規制法（以下、「平成 29 年改正前原子炉等規制法」という。）43 条の 3 の 1 4）に適合するものであることについて、工程ごとに、受けなければならないとされていた検査をいう。使用前検査を受け、これに合格した後でなければその事業用電気工作物又は発電用原子炉施設を使用してはならないものとされていた（平成 24 年改正前電気事業法 49 条、平成 29 年改正前原子炉等規制法 43 条の 3 の 1 1）。

使用前事業者検査とは、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について、工程ごとに、行わなければならない検査をいう（原子炉等規制法 43 条の 3 の 1 1 第 1 項）。使用前事業者検査においては、発電用原子炉設置者は、その工事が認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること及びその発電用原子炉施設が技術上の基準（同法 43 条の 3 の 1 4）に適合するものであることのいずれにも適合していることを確認しなければならず（同法 43 条の 3 の 1 1 第 2 項）、また、検査の結果を記録し、保存しなければならないとされている（同条 1 項）。

発電用原子炉設置者は、使用前事業者検査についての原子力規制検査（「原子力規制検査」参照）により、発電用原子炉施設が上記のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会（「原子力規制委員会」参照）の確認（使用前確認）を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならないとされている（原子炉等規制法 43 条の 3 の 1 1 第 3 項本文）。この使用前確認を受けようとする者は、設計及び工事の計画の認可（「設計及び工事の計画の認可」参照）を受けたうえで申請（使用前確認申請）を行う必要がある（実用炉規則 15 条 1 項 4 号により、使用

前確認を受けようとする者は、上記認可を受けた年月日等を記載した申請書を提出しなければならないものとされている。。

原子力規制委員会は、上記の技術上の基準として技術基準規則を制定しているほか、同規則の解釈や関連する内規等を定めている。

(注 1 1) 工事計画認可、設計及び工事の計画の認可

工事計画認可とは、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可（「原子炉設置許可、原子炉設置変更許可」参照）を受けた後、事業用電気工作物又は発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする場合に、その工事計画について受けなければならないとされていた認可をいう（平成 24 年改正前電気事業法 47 条，平成 29 年改正前原子炉等規制法 43 条の 3 の 9）。

また、設計及び工事の計画の認可とは、原子炉設置（変更）許可を受けた発電用原子炉設置者が、当該発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする場合に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画について受けなければならない認可をいう（原子炉等規制法 43 条の 3 の 9）。これは、原子炉等規制法の改正により、従来それぞれに認可の対象とされていた「工事の計画」と「燃料体の設計」（平成 29 年改正前原子炉等規制法 43 条の 3 の 1 2）とを併せ「設計及び工事の計画」として認可を受けなければならないとされたものである。

工事計画認可又は設計及び工事の計画の認可においては、その工事の計画又は設計及び工事の計画が原子炉設置（変更）許可を受けたところによるものであること、また、当該発電用原子炉施設が原子炉等規制法 43 条の 3 の 1 4 の技術上の基準（平成 24 年改正前電気事業法にあっては「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」などによって（同法 39 条 2 項各号）、省令 62 号で定められた事業用電気工作物の技術基準。）に適合するものであることが確認され、発電用原子炉施設の詳細設計等における安全性に関わる事項の妥当性等について審査がなされる（平成 24 年改正前電気事業法 47 条 3 項，平

成 29 年改正前原子炉等規制法 43 条の 3 の 9 第 3 項、原子炉等規制法 43 条の 3 の 9 第 3 項)。

原子力規制委員会(「原子力規制委員会」参照)は、原子炉等規制法 43 条の 3 の 14 の技術上の基準として技術基準規則を制定しているほか、同規則の解釈や関連する内規等を定めており、これらを用いて上記の審査を行っている。

なお、新規制施行前に工事に着手又は完成した設備等については、新規制によって新たに要求される設備等であって、新規制施行前に工事に着手又は完成したものについては、新規制施行後、当該設備等に関する原子炉設置変更許可、工事計画変更認可(現行の原子炉等規制法にあっては設計及び工事の計画の変更認可)、使用前検査(「使用前検査、使用前事業者検査」参照)(現行の原子炉等規制法にあっては発電用原子炉設置者の行う使用前事業者検査(「使用前検査、使用前事業者検査」参照)及び原子力規制委員会の行う原子力規制検査(「原子力規制検査」参照)による使用前確認。)等の手続により、原子炉の運転前に新規制基準への適合性を確認するとされている(乙 E 第 78 号証)。また、新規制施行前に工事に着手し、新規制施行時点で完了していない設備等については、新規制施行後も工事の継続は可能であるとされている(同号証、平成 25 年原子力規制委員会規則第 4 号附則 3 条)。

(注 12) 保安規定認可、保安規定変更認可

発電用原子炉の設置者は、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項や、従業員の保安教育の実施方針等、原子力発電所の保安のために必要な基本的な事項等を内容とする保安規定を定め、認可を受けなければならない。この認可を保安規定認可という。保安規定変更認可とは、保安規定を変更しようとするときに受けなければならない認可をいう。(平成 24 年改正前原子炉等規制法 37 条、原子炉等規制法 43 条の 3 の 24)

保安規定は、発電用原子炉施設の運転に関することなどの事項について定めたものとされている(原子炉等規制法 43 条の 3 の 24、実用炉規則 92 条)。原子力規

制委員会（「原子力規制委員会」参照）は、保安規定認可又は保安規定変更認可の申請があった場合においては、その保安規定が、原子炉設置（変更）許可（「原子炉設置許可、原子炉設置変更許可」参照）を受けたところによるものでないこと、又は災害の防止上十分でないものであることのいずれかに該当すると認めるときは、当該申請に対し認可をしてはならないとされ（同法第2項）、その審査のために保安規定審査基準等を定めている。

（注13）原子力規制検査

原子力規制検査とは、原子炉等規制法61条の2の2に基づき、使用前事業者検査（「使用前検査、使用前事業者検査」参照）（同法43条の3の11）、定期事業者検査（「定期検査、定期事業者検査」参照）（同法43条の3の16）等の検査の実施状況、保安規定（同法43条の3の2.4）に従って講ずべき措置の実施状況等について、原子力規制委員会（「原子力規制委員会」参照）が行う検査をいう。

原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、停止等命令（「停止等命令」参照）（原子炉等規制法43条の3の2.3）その他必要な措置を講ずるものとされている（同法61条の2の2第10項）。

（注14）定期検査、定期事業者検査

定期検査とは、原子炉本体、原子炉冷却系統設備等の特定重要電気工作物について、経済産業大臣が定める時期（運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13か月又は18か月）を超えない時期ごとに受けなければならないとされていた経済産業大臣が行う検査をいう（平成24年改正前電気事業法54条1項、平成24年改正前電気事業法施行規則91条）。

定期事業者検査とは、発電用原子炉施設について、原子力規制委員会（「原子力規制委員会」参照）が定める時期（運転が開始された日又は定期事業者検査が終了し

た日以降13か月、18か月又は24か月)を超えない時期ごとに、発電用原子炉設置者が行わなければならない検査をいう(原子炉等規制法43条の3の16第1項、実用炉規則55条)。定期事業者検査においては、発電用原子炉設置者は、その発電用原子炉施設が技術上の基準(同法43条の3の14。技術基準規則がこれを定めている。)に適合していることを確認しなければならないとされ(同法43条の3の16第2項)、また、その結果を記録し、これを保存しなければならないとされている(同条1項本文)。

発電用原子炉設置者は、定期事業者検査について、これを開始しようとするとき、原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき及びこれが終了したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならないとされ(原子炉等規制法43条の3の16第3項、実用炉規則57条の3第1項)、定期事業者検査の実施状況について原子力規制検査(「原子力規制検査」参照)を受けなければならないとされている(同法61条の2の2第1項1号ロ)。定期事業者検査は、平成24年改正前電気事業法及び平成29年改正前原子炉等規制法においても、定期検査又は定期事業者検査を受けるべき時期に、併せて行い、特定重要電気工作物又は発電用原子炉施設が技術基準又は技術上の基準(平成29年改正前原子炉等規制法43条の3の14)に適合していることを確認しなければならないとされていた(平成24年改正前電気事業法55条1項、2項、平成24年改正前電気事業法施行規則94条の2第1項5号、平成29年改正前原子炉等規制法43条の3の16第1項本文、2項、令和2年原子力規制委員会規則第3号による改正前の実用炉規則55条1項1号)。

平成24年法律第47号による原子炉等規制法等の改正により、平成24年改正前電気事業法に基づき行われてきた定期検査は、原子炉等規制法に基づき行われる施設定期検査に改められたところ、同法の施行の際現にされていた定期検査は、この施設定期検査とみなされた(平成24年法律第47号附則26条2項)。その後、平成29年法律第15号による原子炉等規制法の改正により、上記の施設定期検査

は廃止され、令和2年原子力規制委員会規則第3号による改正後の実用炉規則の施行日の前日において施設定期検査を受けている発電用原子炉施設については、同規則の施行後直ちに定期事業者検査を行うものとされた（令和2年原子力規制委員会規則第3号附則3条3項。同規則は、令和2年4月1日に施行された（同規則附則1条、令和元年政令第154号）。）。施設定期検査を受けていた発電用原子炉設置者はこれに併せて定期事業者検査を実施中であったことから、これをもって同規則の施行後直ちに行うものとされた定期事業者検査を行っているものとされている。

（注15）原子力安全・保安院

原子力安全・保安院とは、平成13年1月の省庁再編に際し経済産業省に置かれた原子力安全・産業保安行政を実施していた組織をいう。同院は平成24年9月19日に廃止され、同院が所管していた事務も含めて、原子力安全の規制等は原子力規制委員会（「原子力規制委員会」参照）に一元化された。

